

# 権利擁護支援について

\*この動画は、「VOICEVOX：春日部つむぎ」  
を使用して作成しています。

松阪社協キャラクター

福つきマ



社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会  
松阪市成年後見センター



# 日常生活自立支援事業とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行います。

※本人との契約に基づいてサービスを提供  
利用意思と契約内容の理解が必要



# 日常生活自立支援事業 サービス内容

## ☆福祉サービスの利用援助（基本サービス）

- 福祉サービスに関する情報提供や助言
- 福祉サービスを利用するための手続きなど

## ☆日常的金銭管理サービス（追加サービス①）

- 年金や手当等を受取る手続き
- 税金や社会保険料、医療費や福祉サービス利用料  
家賃や公共料金等の支払い
- 日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れなど

## ☆書類等預かりサービス（追加サービス②）

- 通帳、年金証書、保険証書、契約書
- 実印、銀行印、クレジットカード、キャッシュカードなど



## 日常生活自立支援事業 利用料について

- ①福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス
  - ・1,500円/1回
  - \*生活保護受給中の方、非課税で一定の要件を満たす方は、利用料が免除されます。
  
- ②書類等預かりサービス
  - ・年間3000円（250円/月）
  - \*一年分をまとめて請求します。  
年度途中の契約の方は契約月～年度末の請求



## 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約や手続きなどをするときには不利益にならないように、支援をする人(成年後見人等)を選び、法律的に支援する制度です。

＊制度を利用するには、家庭裁判所に「申立て」が必要



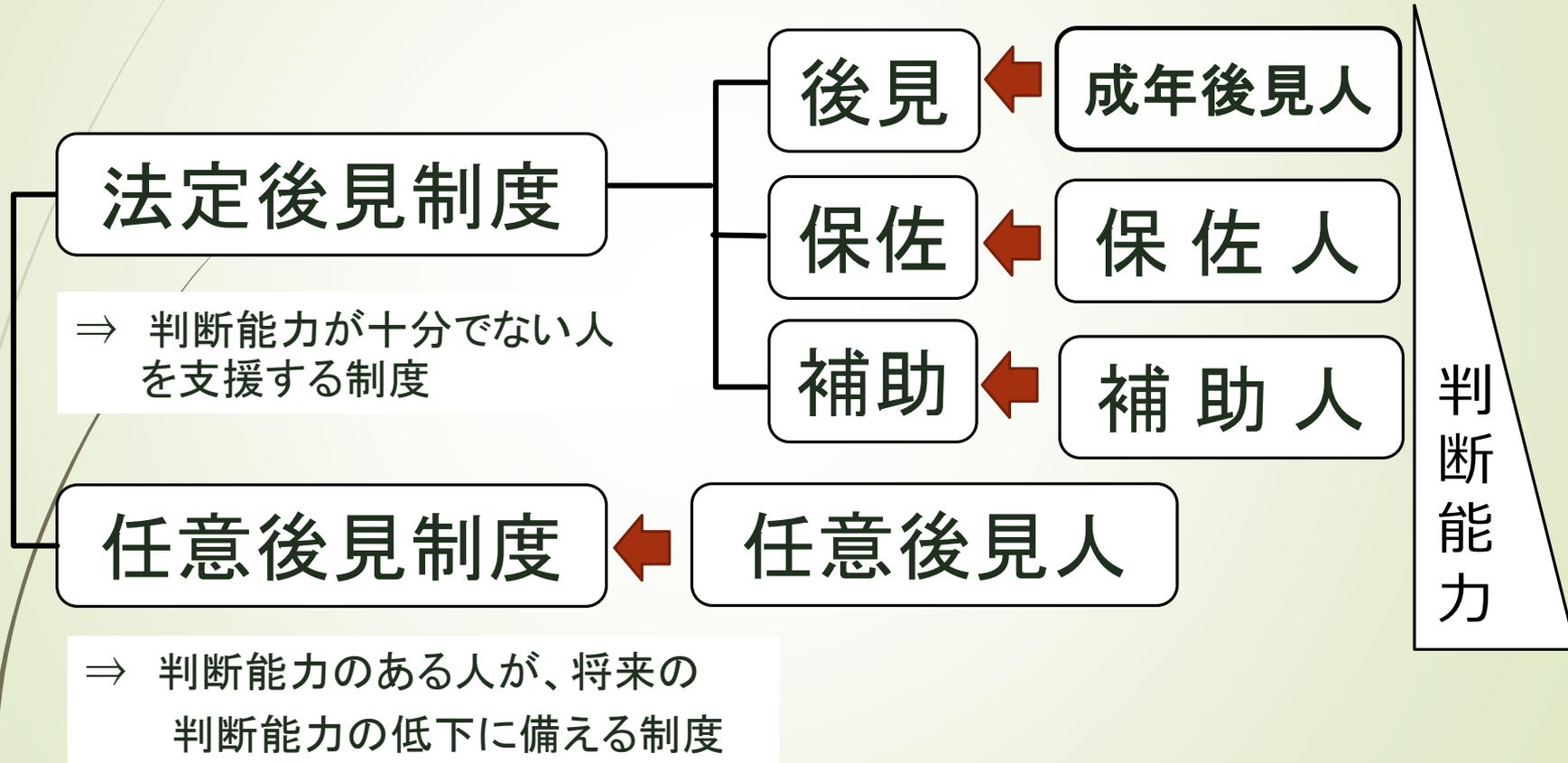
# 日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違い

成年後見制度

日常生活自立支援事業



# 成年後見制度の枠組み





## 利用するまでの手続き

①申立人・候補者を決める



②申立てに必要な書類を依頼・準備する



③家庭裁判所に申立て書類を提出



④申立て書類の審査・面談、必要に応じて鑑定



⑤成年後見人等の選任

## 成年後見制度の利用に係る費用等について

### ○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円  
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)  
※ 令和3年に鑑定を実施したものは全体の約5.5%

### ○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

#### ➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

#### ➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。